

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、両親と一緒に国民年金保険料を納付しており、申立期間前後は納付済みであるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親と一緒に国民年金保険料を納付していたと述べており、その両親は、申立期間に係る国民年金保険料を納付済みである上、いずれも国民年金制度開始当初の昭和36年4月に国民年金被保険者資格を取得し、申立人の父親は満60歳まで国民年金保険料を完納し、母親は死亡する直前の2か月以外に未納が無いことから、国民年金に対する意識が高かったと言える。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月に払い出されていることから、申立人は、このころ国民年金に加入したと推測され、45年5月から46年3月までの保険料は未納であるものの、申立人の所持する領収書から、48年4月に時効となっていなかった昭和46年度保険料を過年度納付していることが確認できる上、これ以降は申立期間以外に未納は無いことから、申立人の納付意識が高かったことがうかがえ、申立人が、当該期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料の納付に遅れもみられず、申立期間当時、保険料の納付が困難であったとする状況も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1089 (事案 89 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 62 年 2 月まで

国民年金に加入して以来、夫が毎月 27 日ごろに夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

当初の決定後、夫の年金記録については保険料の納付が認められたので、私の申立てについても納付を認めて欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとされるその夫は、申立期間に一部未納期間があり、申立人についても、平成 6 年 12 月に社会保険庁(当時)から納付書が送付され、4 年 6 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料を過年度保険料として納付している記録があることから、保険料納付の時効間際に遅れて同期間の保険料を納付したと考えられ、申立人が常にその夫と共に定期的に国民年金保険料を納付していたとは推認し難く、申立期間の保険料の納付があったことを示す関連資料(家計簿、銀行の取引記録等)が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、当委員会の決定後に申立人の夫については、平成 20 年 12 月に社会保険事務所(当時)において、申立期間の一部を含む合計 83 か月(3 か所)の期間について、未納期間から納付済期間に記録訂正されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理に過誤があったことが見受けられ、夫と同時に国民年金保険料を納付していたとする申立

人についても、保険料が納付されていた可能性も否定しきれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金に加入した時から納付通知書どおりに国民年金保険料を納付しているのに、申立期間の付加保険料のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入してから、第 3 号被保険者に切り替わる前月の 61 年 3 月まで、申立期間を除き、国民年金の定額保険料とともに付加保険料を納付している。

また、申立期間についても国民年金の定額保険料が納付済みとなり、申立人が、当該期間の 3 か月の付加保険料のみ納付しないのは不自然である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間に近い昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料に係る納付記録が同年 12 月 3 日に追加処理されていることが確認できることから、申立人の付加保険料の納付に係る年金記録管理に行政側の過誤があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和58年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月23日から同年10月25日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A事業所で昭和58年10月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになるが、当該事業所には58年8月23日から勤務していたので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答、A事業所が提出した申立人の社員名簿及び社員カード並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A事業所に昭和58年8月23日から継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の総務部長は、「申立人は、申立期間も在籍していたことは明らかであり、他の社員と同様、一律に保険料の控除をしていたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和58年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、「申立てどおりの届出をしておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、事業

主が資格取得日を昭和 58 年 10 月 25 日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月及び同年 9 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、上記申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所を平成18年6月30日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同年7月1日となっていないので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及びA事業所の事業主の回答から判断すると、申立人は、当該事業所に平成18年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA事業所における平成18年5月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成18年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月21日から同年5月1日まで
② 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間当時はB事業所からA事業所に出向し勤務しており、B事業所の在籍証明書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所(後にA事業所の後継企業となる。)が提出した在籍証明書、雇用保険の被保険者記録、及びA事業所の元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和38年4月21日にB事業所からA事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所にお

ける昭和 38 年 5 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B 事業所が提出した在籍証明書、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は A 事業所に継続して勤務し（昭和 39 年 1 月 1 日に A 事業所から B 事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所における昭和 38 年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 事業所は昭和 38 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B 事業所の人事課の担当者は、A 事業所と B 事業所は、実質的にはほぼ一体の会社であったことを認めている。

また、A 事業所の元給与事務担当者は、「昭和 38 年 12 月中は、A 事業所の従業員の顔ぶれに変わりはなかった。39 年 1 月以降について、厚生年金保険の適用事業所は B 事業所となったが、A 事業所の従業員であった者は、38 年 12 月以前と同様に継続して勤務していた。一月だけ、申立人を含めた従業員の給与から社会保険料を控除しなかったということは考えられない。」と証言していることから、A 事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用しない旨の届出を行ったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和26年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月25日から同年9月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当時、A事業所で継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所(A事業所の後継事業所)から提出された人事記録の職歴及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(B事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和26年8月25日にA事業所へ異動したとしていること、及び前述の人事記録の職歴には、「昭和26年8月1日、A事業所勤務を命ず」とあることから、同年8月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和26年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 8 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 12 月 1 日から 35 年 9 月 21 日まで
④ 昭和 35 年 9 月 21 日から 37 年 9 月 23 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和39年6月11日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①から④に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、厚生年金保険被保険者台帳、及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人
の申立期間における標準報酬月額を平成10年2月から同年9月までの期間は
44万円、同年10月から11年12月までの期間は47万円に訂正することが必
要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月1日から12年1月12日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、
申立期間について、標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていた。
申立期間当時の給与に見合った正しい標準報酬月額に訂正していただき
たい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A事業所は、平成12年1月12日に厚生年金保険
の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年1月28日付けで、申立
人の10年2月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、44万円から9
万2,000円、同年10月から11年12月までの期間は47万円から9万2,000円
にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役で
あったことが確認できるが、当該事業所の社会保険事務担当者、事業主の遺族
である妻及び会社の破産申立てを担当した弁護士は、「申立人は営業担当者で
あり、社会保険事務に関与していない。」と述べていることから、社会保険事
務に関する権限を有しておらず、自らの^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え
難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理
を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂
正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主

が社会保険事務所に当初届け出た、平成 10 年 2 月から同年 9 月までの期間は 44 万円、同年 10 月から 11 年 12 月までの期間は 47 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所C工場における資格取得日に係る記録を昭和41年9月5日に、資格喪失日に係る記録を42年1月24日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月5日から42年1月24日まで

昭和41年4月1日にA社に入社し、申立期間にA社B事業所C工場に実習生として勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社（A社が名称変更）が保管する人事記録及び申立人の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和41年9月5日にA社本社からA社B事業所C工場に、42年1月24日にA社B事業所C工場からA社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われ

ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 9 月から同年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年12月まで

私は、高校を卒業後、家業を手伝っていたが、私が二十歳になった時、父親が、母親と一緒に国民年金保険料を農協の母親の通帳から引き落してくれていた。父親は既に亡くなっているので証言はできないが、母親が納付していたと証言しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、満20歳に到達した昭和45年ころ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年8月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、このころ加入手続を行ったと推測され、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半が既に時効である上、申立人は、当時、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父親が、母親の分と併せて毎月口座振替によって国民年金保険料を納付していたと述べていることなどから、特例納付によりさかのぼって過去の保険料を納付したこともうかがえない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月及び61年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月
② 昭和61年11月

申立期間①及び②は、会社を退職して次の会社に入社するまでの1か月間であるが、納付書により国民年金保険料を納付した記憶があるので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年3月26日に夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、このころ夫婦で国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間①は既に時効である。

また、申立人及びその妻は、共に申立期間①及び②は未納であり、オンライン記録を見ると、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録は、それぞれ平成8年9月及び同年10月に追加処理されている。

さらに、申立人の居住する市に国民健康保険の加入状況について照会した結果、申立期間①については資料が無く確認できないが、申立期間②は未加入となっていることから、申立人が、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたことがうかがえない。

このことから、申立期間①及び②は、当初、未加入期間とされていたと推測され、当該期間に係る納付書が発行されたとは考え難い上、申立人は、市役所の窓口で国民年金の話聞いた覚えがあるとしているものの、国民年金保険料の納付方法及び納付金額についての明確な記憶が無いと述べており、ほかに保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 15 日から 3 年 1 月 7 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所には平成 2 年 10 月 15 日から 4 年 3 月 31 日まで勤務していたのに、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は「申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人がいつから勤務していたかについては分からない。」と証言しており、申立人が勤務を開始した時期について特定することはできなかった。

また、申立期間当時の事業主は、「社会保険事務は私がしていた。当時は入社してしばらく勤務状況をみた後で厚生年金保険に加入させることが多かったと記憶しており、申立人の場合も、入社してしばらく勤務状況をみた後で厚生年金保険に加入させたと記憶している。」と回答している。

さらに、上述の事業主は、「雇用保険と厚生年金保険の加入手続は同時にしていた。」と証言しており、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月から 23 年 9 月まで

社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 2 月 27 日までとの回答を得た。当該事業所には、現在確認ができる被保険者記録より長い期間勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の一人は、「申立人はA事業所が統制組合だったころに勤務した。」と証言しており、商業登記簿謄本及びBの記録から、A事業所は昭和 22 年 3 月 1 日に解散していることが確認できる。

また、同僚の一人は、「終戦直後から、申立人が自分のトラックで、A事業所の資材を運んでいたことは記憶しているが、統制組合が解散した後については申立人の記憶は無い。」と述べている。

さらに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 22 年 5 月 28 日であることが確認できる同僚は、「申立人は、自分より先にA事業所を退職した。」と証言しており、これらの同僚のほかに申立期間において被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立期間について、申立人がA事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の資料は無く、当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月16日から36年2月1日まで
(A事業所)
② 昭和36年7月1日から同年12月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和36年2月1日から同年7月1日までの期間、A事業所で厚生年金保険に加入し、その後の同年12月1日に、B事業所で厚生年金保険に加入しており、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所及びB事業所に申立期間①及び②についても勤務していたことは事実なので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C事業所(A事業所及びB事業所の承継事業所)が提出した回答書から、申立人が申立期間①にA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が一緒に働いていたと記憶する同僚は、オンライン記録から、A事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できず、申立期間①より後の期間においてB事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A事業所において申立期間①に被保険者記録がある同僚とは連絡が取れず、申立てに係る証言を得ることはできなかった。

さらに、C事業所は、「申立期間当時、A事業所において、申立人と同様の雇用形態である者に係る勤務状況及び社会保険の取扱いについては、どのようにしていたのか書類が無く、全く確認できなかった。」と回答しており、

申立人の厚生年金保険料控除を確認できる証言及び資料は得られなかった。

申立期間②について、C事業所が提出した回答書から、申立人が申立期間②にB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和36年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の業務を受け継いだB事業所は、同年12月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様に、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和36年7月1日）に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B事業所の新規適用日（昭和36年12月1日）に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員が複数いることが確認できる。

さらに、C事業所では、申立期間②に係る書類を保管していないと回答をしており、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯について、船員保険の年金任意継続被保険者として申立期間に係る船員保険料を納付していたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和27年5月23日から同年6月1日まで
(A船舶所有者 B船舶)
② 昭和28年4月13日から同年5月1日まで
(C船舶所有者 D船舶)
③ 昭和28年9月30日から同年10月3日まで
(C船舶所有者 D船舶)
④ 昭和28年11月24日から同年12月1日まで
(E船舶所有者 F船舶)
⑤ 昭和29年9月18日から同年10月2日まで
(G船舶所有者 H船舶)
⑥ 昭和32年7月20日から同年8月9日まで
(年金任意継続)
⑦ 昭和35年9月30日から36年2月23日まで
(I船舶所有者 J船舶)
⑧ 昭和36年2月23日から同年6月1日まで
(年金任意継続)
⑨ 昭和38年10月29日から39年2月1日まで
(年金任意継続)
⑩ 昭和43年9月16日から44年2月1日まで
(年金任意継続)

- ⑪ 昭和 49 年 5 月 21 日から同年 12 月 2 日まで
(年金任意継続)
- ⑫ 昭和 55 年 4 月 20 日から同年 10 月 18 日まで
(年金任意継続)
- ⑬ 昭和 55 年 11 月 5 日から 56 年 2 月 3 日まで
(年金任意継続)
- ⑭ 昭和 56 年 5 月 26 日から同年 10 月 24 日まで
(年金任意継続)
- ⑮ 昭和 57 年 12 月 21 日から 58 年 2 月 17 日まで
(年金任意継続)
- ⑯ 昭和 60 年 4 月 16 日から 61 年 4 月 1 日まで
(年金任意継続)

社会保険事務所（当時）に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。申立期間に船員として勤務したことは船員手帳で明らかたため、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯は、船員保険の疾病任意継続被保険者の保険料と同時に年金任意継続被保険者の保険料を支払っていたので、船員保険の年金任意継続被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦について、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入したことにならず、また、申立人は、当該期間について、船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料を有していない。

申立期間①について、船員保険被保険者名簿の船舶所有者の記録によれば、A船舶所有者、B船舶の船員保険の新規適用は昭和 27 年 6 月 1 日であり、申立期間①当時、同事業所は船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間②及び③について、C船舶所有者、D船舶の後継事業所であるK

事業所に照会したが、「倉庫に保管されたD船舶の船員名簿等を調査したが、申立人の名前を確認できない。」との回答を得た。

また、申立人の船員手帳にD船舶の船長として記録されている者の船員保険の記録を調査したが、当該期間について船員保険の記録は確認できない。

申立期間④について、E船舶所有者、F船舶は閉鎖され、申立事業所の関係者の所在も不明となっており、申立人について証言を得ることはできない。

また、申立人から、「E船舶所有者が所有するF船舶は、L船舶所有者にチャーターしたことを記憶している。」との証言を得たため、L船舶所有者に照会したが、「F船舶を用船契約した記録は残っていない。現在はM漁の会社であり、申立人が従事していたとするN漁について知っている者はいない。」と回答があった。

さらに、申立人の船員手帳にF船舶の船長として記録されている者の船員保険の記録を調査したが、当該期間について船員保険の記録は確認できない。

申立期間⑤について、G船舶所有者、H船舶の後継事業所であるO事業所に照会したが、「保険台帳を全てチェックしたが、申立人の記録は確認できない。」との回答を得た。

また、申立人の船員手帳にH船舶の船長として記録されている者の船員保険の記録を調査したが、当該期間について船員保険の記録は確認できない。

申立期間⑦について、J船舶は、P事業所の実習船として使用されているため、P事業所に照会したが、「J船舶は、以前はQ事業所の所管となっていた。I船舶所有者の船員保険の新規適用は昭和46年9月1日であり、申立期間⑦当時、船員保険の適用事業所となっていない。」との回答を得た。

また、申立人の船員手帳にJ船舶の船長と記録されている者の船員保険の記録を調査したが、当該期間について船員保険の記録は確認できない。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯について、申立人は、船員保険の疾病任意継続被保険者の保険料と同時に年金任意継続被保険者の保険料を社会保険事務所又は社会保険事務局船員保険係に納付していたと主張しているが、船員保険の疾病任意継続と年金任意継続は別の制度のため、加入できる条件は異なっており、加入には別々の申請手続が必要なため、船員保険の疾病任意継続に加入した記録があったとしても、年金任意継続被保険者であったことにはならない。

申立期間⑥及び⑧について、それぞれの申立期間の時点で、年金任意継続被保険者となるために必要な期間である最短7年6月(90月)の船員保険被保険者期間を有していないため、当該期間について、申立人は、船員保険の年金任意継続被保険者となることはできない。

申立期間⑨及び⑩について、申立人は、「結婚後はR市に住んでいた。船

員保険の疾病任意継続の保険料と同時に年金任意継続の保険料を支払った。」と主張しているため、S 県船員保険係(当時)が管理する船員保険被保険者原票を調査したが、申立人の年金任意継続の記録は確認できない。

申立期間⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯について、それぞれの申立期間の時点で、年金任意継続被保険者となることが可能な期間である最長 15 年(180 月)の被保険者期間を超えているため、当該期間について、船員保険の年金任意継続被保険者となることはできない。

このほか、申立期間における船員保険料の納付について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯に係る船員保険の年金任意継続被保険者として申立期間に係る船員保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和 29 年 4 月 1 日に A 事業所に入社したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人は申立期間に A 事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は「技術を習得するまで 2 年間位の見習い期間があった。」としており、また、申立人が記憶する申立人と入社日が同日である複数の同僚（上述の同僚を含む）の被保険者記録を調査したところ、いずれも申立人の資格取得日と同日又はそれ以降に資格取得していることから、A 事業所は必ずしも入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の申立期間の加入記録は確認できず、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば A 事業所における資格取得日は昭和 31 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A 事業所はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主とは連絡が取れないほか、申立人が記憶する申立人より前に A 事業所に入社した複数の同僚は既に故人となっている、又はオンライン記録に当該同僚の被保険者記録が見当たらないことから、申立人の A 事業所における厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況について聴取することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 2 月 28 日まで

A事業所には、昭和 42 年 8 月 26 日に同僚と一緒に転職し、約半年間勤務した後、別の事業所に転職するため同僚と一緒に退職したにもかかわらず、同年 8 月の 1 か月間しか厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

給与明細書等は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の職務内容に係る申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、B事業所（A事業所が名称を変更）に申立期間当時の申立人に係る資料の保管状況を照会したところ、「当時の資料は社会保険の被保険者資格の得喪に係るもののみであり、当該資料によれば、現在確認できる申立人の被保険者記録と一致している。」、「当時委託していた社会保険労務士は、現在委託している社会保険労務士ではないため、詳細は分からない。」と回答している。

また、申立人の雇用保険被保険者記録では、昭和 42 年 8 月 26 日に被保険者資格を取得し、同年同月 31 日に喪失しており、当該期間は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

さらに、申立期間同時にA事業所で被保険者となっていた複数の同僚は、当時の社会保険事務担当者の氏名を記憶しておらず、厚生年金保険の適用についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。